

令和4年第6回水巻町議会 定例会 会議録

令和4年第6回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和4年12月8日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	山口秀信	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 野 村 育 美

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和4年12月 定例会
(第6回)

第2回継続会

本会議 会議録

令和4年12月8日

水 卷 町 議 会

令和4年第6回水巻町議会定例会第2回継続会 会議録

令和4年12月8日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和4年第6回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、有志会。山口議員。

7番（山口秀信）

7番、山口秀信。有志会を代表しまして、冒頭質問をいたします。

質問事項、町道の整備について。

近年、本町では北部や南部地域で大型商業施設の誘致に成功し、また、水巻駅南口周辺の整備が進むとともに、健康入浴施設「いちょうの湯」がオープンするなど、発展を続けています。

さらには、町の定住促進政策の効果もあり、多くの住宅が建設されるなど、町全体で開発が一層に進み、活気があるように感じています。町が発展することは大変喜ばしいことですが、町内の交通量は年々増加していると認識しています。

これまでの町長の説明では、道路整備については通学路を優先するとのことでしたが、私たちも同じ思いであります。

近年では、登下校途中の児童の列に車が衝突し、複数の児童が死傷する痛ましい事故が多く発生しています。未来ある子供たちが犠牲になる交通事故は防がなくてはなりません。

そこでお尋ねします。

これまでの通学路の整備状況や整備内容をお答えください。

以上です。

議長（白石雄二）

町長。

町長（美浦喜明）

町道の整備についての御質問にお答えします。

これまでの通学道路の整備状況や整備内容についてのお尋ねですが、平成24年4月に京都府亀岡市で、登校中の児童の列に車が突入し10名が死傷した事故など、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年5月に文部科学省、国土交通省及び警察庁より全国の自治体に対して、通学路の安全対策に取り組むよう要請がありました。本町で

は道路管理者、教育関係者、警察等と合同で通学道路の安全点検を行い、危険箇所を抽出するとともに、水巻町通学路交通安全プログラムを策定し、小・中学校の通学道路のうち、19路線を安全対策必要路線として整備を進めてまいりました。

令和4年12月時点の進捗状況としましては、12路線で対策が完了し、6路線は施工中、1路線が未着手となっております。

校区別の整備状況及び具体的な内容としましては、伊左座小学校区では、4路線中、路肩のカラー舗装化2路線と歩道改良1路線が完了し、現在、施工中の歩道改良1路線が今年度で完了する予定です。

吉田小学校区では、3路線中、道路改良1路線と路肩のカラー舗装化1路線が完了しており、残り1路線は令和5年度の完了を予定しています。

猪熊小学校区は2路線で、路側線の設置1路線と路肩のカラー舗装化1路線が完了しています。

えぶり小学校区は3路線で、道路改良1路線と横断歩道の設置2路線が完了しています。

頃末小学校区では、6路線中、路面標示1路線が完了し、その他5路線は施工中です。

水巻南中学校区は1路線で、交差点改良と信号機設置が完了しています。

今後とも、児童・生徒が安全に通学でき、また一般の歩行者も安全に通行できるように、計画的な道路整備を進めてまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、船津議員。

8 番（船津 宰）

8番、船津です。

計画的に整備が進んでいることが理解できました。しかしながら、町内には歩道が整備されていない町道が多く存在しております。

例えば、下二の唐ノ熊橋から二を通過して中間へつながっている町道頃末・二線は、歩行者や自動車の交通量が多いにも関わらず、歩道が狭く段差があり、歩行しにくい箇所がございます。

地域住民の安全性・利便性向上のため、歩道整備が必要であると考えますが、今後の道路整備計画がどうなっているか、お尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

有志会の再質問にお答えいたします。

御質問にあります町道頃末・二線の整備計画はありますか、とのお尋ねですが、この路線は頃末北の伊豆神社前から、下二・二を抜けて中間のほうへ至る1級町道で、重要な路線で

もでございます。

しかしながら、議員の御指摘にございますように、歩道が狭い箇所や、段差があったり、歩道が整備されていない箇所等がございます。また、伊左座小学校や、水巻南中学校の通学路にも指定されておまして、毎日多くの児童や生徒が通行している状態でございます。

そこで、今年度より、頃末・二線道路改良基本計画作成ということで、道路の整備計画に着手しております。内容としましては、歩道の改良や、自転車通行帯の整備を中心に、計画作成を進めているところです。

今後とも、児童・生徒をはじめ、歩行者や自転車が安全に通行できるよう、また、町内の移動が安全かつスムーズに行えるよう、町道の整備に努めてまいります。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、船津議員。

8 番（船津 宰）

ここ数年、南部地域の特に伊左座小学校区は開発が進み、多くの戸建て住宅や共同住宅が建設され、児童が増加しております。

子供たちが犠牲になる交通事故を防ぎ、また一般の歩行者・自転車等が安全に通行できるよう、町道の整備を進めていただきたいと思えます。

特にですね、この道路に関しましては、下二の西、二の西関係は、中間まで歩道がございます。しかし、下二の東、二の東、多くの住宅があります。そしてまた、子供が非常に多い。このところはですね、歩道がありません。ですからどうしても、車道を通って、学校に横断して行かないといけない。

特に新しい戸建てなんか。戸建て住宅、今もまだできております。そういうところはですね、なかなか学校の通学路になっていないところが非常に多いんです。だからどうしても車道を通って行かないといけない。そういう箇所もございます。

そういうことを考えてですね、策定をしていただくということでございますので、基本計画の作成に関してですね、本当に、一日も早く進めていただいて、子供が安全に通学できるようにしていただきたいというふうをお願いして、終わります。

議 長（白石雄二）

いいですか。以上で1番、有志会の一般質問を終わります。

2番、公明党。はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

12番、松野です。公明党を代表いたしまして、冒頭質問をさせていただきます。

まず最初に、水巻町の小・中学生の不登校について。

文部科学省による不登校の定義は、病気や経済的な理由などを除き、「1年間に30日以上学校

を欠席した状態」とされています。

文部科学省が今年10月に公表した2021年度調査によると、全国の小・中学校で不登校だった児童・生徒は、前年度から4万8813人増の24万4940人で、過去最多になりました。

増加は9年連続で、いじめ認知件数は前年度比19%増の60万3557件。不登校の内訳は小学校が8万1498人、中学校で16万3442人、いずれも増加率は過去最高です。特に中学生で急増していて、20人に1人が不登校になっています。

いじめ認知件数は、小学校で50万562件、中学校で9万7937件。小・中学校から報告のあった自殺者は小学校で8人、中学校で109人となっていて、深刻な状況が続いています。

2017年に施行された「教育機会確保法」は、不登校の児童・生徒の「休養の必要性」を認めて、学校以外での学習を国や自治体が支援すると明記しました。不登校の児童・生徒の学びを支えて、進学や就職等の希望がかなうような環境づくりが重要です。

そこでお尋ねいたします。

(1) 町内の小学校5校及び中学校2校の不登校児童・生徒の推移と現状についてお伺いします。

(2) 児童・生徒が不登校になる要因については、個々の人間関係や家庭環境など、いろいろなことがあると思います。小・中学校で具体的にどのような内容が挙げられますか。

(3) 不登校児童・生徒を誰一人取り残さずに学びにつなげるために、きめ細かく寄り添う学習支援体制や多様な学びの場が必要だと思います。学校内の居場所づくりや教育支援センター(適応指導教室)、訪問型支援やオンライン学習、フリースクールや放課後等デイサービス一時預かりなどの民間施設等が考えられます。

無理な通学ばかりが選択肢ではなく、学校以外に学ぶ場を選択してもよいと法律で認められました。不登校児童・生徒に寄り添う対策として、町の見解を伺います。

(4) 不登校生徒や家族にとっても、中学校3年生になると進路の問題に直面します。高校受験への学習支援はどうなっていますか。

また、保護者の相談窓口や経済的支援など、町の対応を伺います。

(5) 民間施設等との官民連携の強化や情報共有で、よりよい支援につなげるネットワークの整備が重要と考えます。官民連携の現状や今後の方向性について、町の見解を伺います。

次に行きます。アピアランスケア事業について。

がん治療の副作用による脱毛や、手術による傷痕など、外見(アピアランス)の変化で辛い思いをする患者は少なくありません。そうした苦痛を和らげるために「アピアランスケア」があります。ウィッグ(かつら)や帽子の使用、爪のケア、また乳がんの手術後の補整具などで外見の変化をケアすることをいいます。

近年、治療しながら社会生活を送る患者が増えている中、「アピアランスケア」の必要性は高まっており、すでに支援事業を実施している自治体もあります。

厚労省も明年「アピアランス支援モデル事業」を実施し、効果的な支援対策について検証し、相談支援体制の充実を目指すと表明しています。

本町として、患者の「アピアランスケア」への経済的負担を軽減するための施策が必要と考えます。

そこでお尋ねいたします。

(1) 先行して実施している自治体の事業をお知らせください。

(2) 本町の考えをお聞かせください。

次、「障がい者が来庁しやすい役場をめざして」について。

現在、中央公民館前に障がい者専用の駐車場が建設中で、屋根つきとのことです。雨天、傘を差すことが難しい車椅子の方が中央公民館でのイベント等に参加しやすくなり、大変喜ばしいことです。

そこで、本庁舎の障がい者への対応についてお尋ねします。

(1) 庁舎玄関前の障がい者用の駐車場は、雨天時に濡れるなど、利用者から改善を求める声があります。改善の計画があればお聞かせください。

(2) 障がい者と高齢者等が共有なので、車椅子でしか移動できない障がい者の方が駐車できないと、お困りの声があります。町の対応をお伺いします。

(3) 住民票などの申請書が置いてある位置に車椅子から手が届かないので、低い位置にも設置してほしいとの声があります。いかがでしょうか。

(4) 今後、中央公民館や庁舎に車椅子など障がいのある方を見たときは、「お困りのことはありませんか」など、職員のほうから積極的に声掛けをしてほしいとの声がありますが、いかがでしょうか。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

初めの「水巻町の小・中学生の不登校」について、の御質問は、後ほど、教育長に答弁していただきます。

アピアランスケア事業について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、先行して実施している自治体の事業をお知らせください、とのお尋ねですが、福岡県は、がん患者や、がん経験者のがん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社会参加の促進と、療養生活の質の向上を目的に、医療用ウィッグや補整具等の購入費を助成する市町村を支援するため、令和3年度より「福岡県アピアランスケア推進事業」を開始しています。開始して2年目となる今年度、県の推進事業を活用して県内20の自治体が助成事業を開始しています。近隣自治体では、北九州市、芦屋町、岡垣町などです。

この県の推進事業では、実施主体は市町村、対象者はがん患者及びがん経験者であり、対象者が属する世帯の市町村民税のうち所得割課税年額が23万5000円以上になる場合は対象外となっています。助成の対象となる用具は医療用のウィッグ等及び補整具等で、助成額は購入費の2分の1、助成上限額は医療用のウィッグ等は2万円、補整具等は1万円で、それぞれ1回のみ助成という内容です。

現在、助成事業を実施している自治体は、県の推進事業を基本に実施しており、中には、所

得制限を撤廃したり、助成上限額を引き上げている自治体もあるようです。

次に2点目の、本町の考えをお聞かせください、とのお尋ねですが、県が実施する推進事業の条件で、県が試算した助成対象者は、本町の場合は、医療用のウィッグ等は年間3.64人、補整具等は年間0.75人となっています。

また、先行自治体の実施状況を確認したところ、「申請や問合せ件数が増えており、需要があると感じている」との声がありました。

このような状況と、がん医療の進歩により治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加している現状を踏まえ、本町でも、県の推進事業に沿った内容で準備が整い次第、助成事業を開始したいと考えています。

次に、「障がい者が来庁しやすい役場をめざして」について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、庁舎玄関前の障がい者用駐車場の改善計画について、のお尋ねですが、庁舎玄関前駐車場には、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が、安心して来庁できるよう、2台分の障がい者等専用駐車スペースを設置しています。しかし、屋根が設置されていないため、利用者の方が、雨天時、雨に濡れずに来庁することが困難な状況となっています。

そのため今年度の中期財政計画において、令和6年度に、障がい者等専用駐車スペースを庁舎正面玄関に一番近い場所に移設するとともに、庁舎までの通路部分に屋根を設置する事業を計上し、改善を図る予定としております。

また、庁舎については昭和60年の建設から37年が経過し、老朽化が進行していますが、これまでも障がい者の方だけに限らず、誰もが安全、快適に庁舎に来庁、利用していただくための環境整備を実施しております。

今後も庁舎の環境改善に努めるとともに、公共施設全体の利便性向上に向けて、財源や優先度を十分考慮しながら、さらなる取組を計画的に進めてまいります。

次に2点目の、障がい者と高齢者等が共有なので、車椅子でしか移動できない障がい者の方が駐車できないとの声があることへの対応について、のお尋ねですが、庁舎に隣接する玄関前の駐車場の敷地については、障がい者等専用駐車スペースも含め18台の駐車スペースしかないため、障がい者等専用駐車スペースについては、車椅子使用者や障がい者の方、高齢者の方など車の乗降に広いスペースが必要な方々、皆様で、駐車場を共同利用していただくことで、限られた駐車スペースを最大限に有効活用ができるものと考えています。

なお、健常者が障がい者等専用駐車スペースを利用し、障がい者の方などが車を止められないことがないように、本来の目的外の方の駐車を御遠慮いただくために、改修工事に併せて、これまで以上に分かりやすい路面標示及び案内看板の設置、ポスター掲示など、駐車マナー啓発にも取り組んでまいります。

次に3点目の、住民票などの申請書の設置位置について、のお尋ねですが、御指摘を受けまして、住民票や戸籍、印鑑証明書などの住民課で使用する交付申請書は、車椅子対応の記載台の上に、設置いたしました。また、税務課においても、車椅子の方が記載できる机を設置し、手に取れる位置に所得証明書などの交付申請書を配置したところです。

最後に4点目の、障がいのある方に対する職員の積極的な声掛けについて、のお尋ねですが、

障がいのある方のみならず、担当窓口に迷われているお客様などに対しても、気づいた職員が積極的に声掛けを行うよう日頃から指導しているところですが、今後につきましても、引き続き、お客様に対する気配りを徹底し、障がい者の方を含め、町民の皆様が来庁しやすい役場を目指してまいります。

議 長（白石雄二）

はい、教育長。

教育長（小宮順一）

「水巻町の小・中学生の不登校」について、の御質問にお答えします。

昨今の不登校の現状につきましては、令和4年10月27日に文部科学省より「令和3年度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表されております。令和3年度における小・中学生の不登校数といじめ認知件数は、いずれも増加しており、不登校数の増加率は、小学校、中学校ともに、過去最高という結果となっております。

また、不登校の要因については、児童・生徒本人の「無気力・不安」が最も多く49.7%、次に「生活リズムの乱れ」が11.7%、「いじめを除く友人関係」が9.7%と続き、もっとも少ない要因は「いじめ」で0.2%でした。

文部科学省は、この不登校が増加している背景として、「児童・生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨の浸透」、「新型コロナウイルスによる生活環境の変化」、「コロナ禍のもと学校生活において様々な制限がある中で、登校する意欲が湧きにくい状況」などを挙げております。

そこで、まず1点目の、町内の小・中学校の不登校児童・生徒の推移と現状について、のお尋ねですが、本町の小・中学校における、ここ数年の不登校児童・生徒数の状況につきましては、平成29年度までは、減少傾向にありましたが、平成30年度以降は、全国の調査結果と同様、増加傾向にあり、令和3年度は大きく増加しております。

次に2点目の、児童・生徒が不登校になる要因について、のお尋ねですが、令和3年度の不登校の主な要因としましては、小・中学校とも「無気力・不安」が多くを占め、ゲームや動画視聴、SNSなどの使用による昼夜逆転等の「生活リズムの乱れ」や、過干渉、放任といった「親子の関わり方」を背景にしたものも多い傾向にあります。中学校においては、「友人関係をめぐる問題」など、人との関わりに悩む生徒も見られます。不登校の要因は多様であり、複雑に絡み合い、表面化しにくいいため、学校においては、家庭はもとより、関係機関とも連携を図りながら、一人一人の状況を見取り、適切な支援に繋げるように対応しているところです。

ここ数年の増加につきましては、新型コロナウイルスの流行が繰り返される中、子供たちは、学校だけでなく家庭や地域での生活において、様々な制約を余儀なくされており、こうした環境の変化が心身に影響を及ぼしていることも、大きな要因の一つであると思われまます。

また、コロナ感染予防のため、学校を休むことへの子供・保護者の心理的なハードルが低下したことも理由として挙げられるのではないかと考えております。

次に3点目の、きめ細やかに寄り添う学習支援や多様な学びの場などの対策についてと、4

点目の、高校受験への学習支援について、のお尋ねは、関連がございますので一括してお答えいたします。

不登校に対する支援及び教育機会の確保につきましては、議員の御質問にもありますように、平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、これに基づき、基本指針や必要な措置が国から示されているところです。基本指針では、まず、全ての児童・生徒にとって、魅力あるよりよい学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進すること、そして、不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童・生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要としております。また、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた必要な支援が行われることが求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があり、その支援は、不登校児童・生徒の意思を十分に尊重しつつ行い、児童・生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない、としております。

本町においても、不登校の現状に対応していくため、学校が、児童・生徒にとって安心感、充実感が得られる活動の場となるように、魅力ある学校づくりに取り組んでおります。

児童・生徒の指導等においては、個々に応じたきめ細やかな対応に努めており、校長のリーダーシップの下、学校全体で計画的に支援していくこととし、教職員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと連携・分担する「チーム学校」として、一人一人に寄り添った丁寧な対応を行っております。

高校受験への学習支援につきましては、教員が訪問等を行い、本人の意思を尊重しながら、教材の配付、学習状況の把握、指導等を行っております。また、生徒や保護者からの問合せは、学校の管理職、進路指導担当者、教育委員会の指導員等が窓口となり、必要な助言や情報提供を行うなど、個々に応じた支援を行っております。

学校以外の学びの場としましては、町立図書館の1室に「希望教室」という名称の学習室を設け、学校に通えていない児童・生徒が、それぞれのペースで学習を進められるよう、少人数での教育やサポートの体制を整えております。この「希望教室」には、「教育支援センター」としての機能も持たせており、児童・生徒への柔軟な対応を行っているところです。

最後に5点目の、民間施設等との官民連携の強化やネットワーク整備について、のお尋ねですが、現在、児童・生徒を取り巻く環境は、より多様化、複雑化してきており、学校が抱える様々な課題に対応していくためには、民間事業者を含む関係機関との連携は必要不可欠であると認識しています。現在は、個々の事案に応じて、福祉や医療、県の機関などを含めたケース会議を定期的開催するなど、相互に協力・補完し合いながら不登校児童・生徒に対する支援を行う取組を推進しております。

また、本町では、「みんなで育てよう、水巻の子ども」をスローガンに掲げ、よりよい教育の実現に向け、保護者、地域、学校が力を合わせて学校運営に取り組んでいく仕組みである「学校運営協議会制度」いわゆる「コミュニティ・スクール」を導入しており、学校が児童・生徒一人一人にとって、心地よい居場所となり、安心して学べる場所となるよう、活動を推進して

おります。

子供たちは、地域の宝であり、学校における主役であります。その希望と輝く未来を守るために、誰一人取り残すことのない教育環境の整備に向け、今後も努めてまいります。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

14 番、水ノ江です。

水巻町の小・中学生の不登校について、再質問をさせていただきます。

答弁の中にありましたとおり、水巻町も不登校の児童・生徒がですね、令和3年度は大きく増加しているということでもあります。

その中においてですね、児童・生徒がどうしても学校に行くことが難しいということで、学校外の施設で学んだりですね、支援を受けたりして、社会とのつながりを維持していくことが重要と考えております。その選択肢として、フリースクールであったりですね、民間施設との連携が必要ではないかというふうに思います。

町として、フリースクールなどの連携についてどのように考えているか、お尋ねをいたします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

水ノ江議員の再質問にお答えをいたします。

フリースクールというところに関しましてですね、今、学校や家庭以外の第3の居場所ということで注目をされております。学習や体験の場だけでなくですね、心のケアをする場としても注目をされております。

不登校の子供たちにとっては、これから先の進路、また社会的自立に向かっていくということですね、社会とのつながりというのは、欠かすことができないとても大切なことだと思います。

フリースクールにつきましてもですね、社会とのつながりというところにおいて、選択肢の一つというふうに認識しておりますので、教育委員会としましても、必要に応じて連携をするということで、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

フリースクール等、民間の施設をうまく利用されることで、うまく連携をですね、お願いしたいというふうに思っております。

そうした中で、町内にも希望教室というものが設置されているということでもありますけども、今、タブレット端末を使ったオンライン学習が自宅のできるためにですね、この不登校児童にとっては大きな選択肢になるのではないかというふうに思われます。

早く使える環境が必要ではないかなというふうに思いますけども、町の考えをお伺いします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

再質問にお答えをいたします。

今、タブレット端末、オンラインというようなことで御質問いただきましたけれども、不登校の児童・生徒につきましては、今、学校とつながる手段としましては、希望教室等、それから教員の家庭訪問というところが中心になってございます。

これをですね、ICTをうまく使うことによってですね、学ぶ機会や居場所、そして心の変化というところもですね、生むといったことも考えられますし、当町では今、1人1台タブレットを、学校内の使用をというところにとどまっておりますけれども、現在ですね、持ち帰らせての自宅学習といったところや、希望教室で使用できるようにといったところにつきまして、学校と協議をしながら、前向きに検討を進めているところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ぜひ早く使える環境を整えていただいて、やっぱり不登校児童にとってはですね、やっぱり大事なところではあるかと思えます。誰一人取り残さないということであればですね。早く、学校全体というよりも不登校児童に対するですね、タブレット端末を使ったオンライン学習を先行させるということもですね、大事ではないかなというふうに思っております。

次は不登校の児童・生徒を持つ保護者に関して、ちょっと再質問をいたします。

当然、不安や悩みを抱えたまま孤立してしまわないようにということで、そういう思いを共有する親の会であったりですね、そういう場があればですね、保護者にとっても悩みが少しは解消されるのではないかというふうに思われます。

そういったネットワークが必要ではないかなというふうに思いますけどもいかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

学校教育課長（佐藤 治）

再質問にお答えをいたします。

不登校の子供を持つ御家族・保護者におきましてはですね、子供への接し方など、不安や悩みを持っていらっしゃる方が多くおられると思っております。そのような中でですね、同じ思い・悩みを語ったりですね、情報を共有したり、そういったネットワークというところがございましたら、保護者にとっては大きなサポートになるというふうに思われます。

水巻町としましてはですね、今、そのようなネットワークっていうのは、単独では持っておりません。ただ、そういった問合せがあった場合は、福岡県と北九州市のほう働きかけをしております家族会だったり、保護者の集いなどというようなところがございますので、そういったところを御紹介をいたしまして、御活用いただいているというところが現状でございます。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

それもですね、うまくネットワークにつながるようにですね、お願いしたいというふうに思っております。

そうした中でですね、不登校の児童・生徒を持つ保護者に対してですね、支援の情報であったりですね、そういう内容をもってですね、冊子などを作成されているかどうか、お伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

はい、佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

再質問にお答えいたします。

不登校に関する、関係者にお渡しする冊子というところでございます。

今、その辺の町が単独でお作りをしてる冊子というのはございません。

こちらにつきましては、対応としましてはですね、福岡県のほうが、今、不登校に関するリーフレットというのを作っております。その中にはですね、支援の考え方や在り方、また支援に関する社会資源、県内の施設等の情報が分かりやすく網羅されておりますので、それを県のほうから今、データでいただいておりますので、必要に応じてそれを印刷しまして、関係者に配布をするというような対応をしております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

そして漏れなく渡るようなことをお願いしたいというふうに思っています。

あと、不登校の理由に関してですね、いじめも当然、あるかというふうに思われます。いじめのケースに関して、全国的に過去最多ということになっております。

その中でですね、町内のいじめの現状についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

学校教育課長（佐藤 治）

再質問にお答えいたします。

町内のいじめの件数の現状でございます。いじめの件数につきましてですが、当町においてもですね、全国の数字と同じような動きを近年しておりまして、増加しております。

しかし件数のほうは増えておりますけれども、重大な事案へとつながるような、そういったいじめは、近年起こっておりません。

今の件数の増加は、コロナ禍の影響もあるのではというふうに思われておりますけれども、今、教育委員会としましてですね、このいじめにつきましては、小さなトラブルもですね、例えば冷やかしたり、からかいだったり、悪口だったり、そういった小さな案件も含めて、報告として上げるようにということで指導しております。これによって、やっぱり件数が増えているのではないかというふうに思っておりますけれども、これにつきまして、早期発見・早期対応の取組というところでは、効果が上がっているのではないかというふうに捉えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

いじめが少しでも減るような形で、ぜひお願いしたいというふうに思っています。

最後になりました。教育長に最後にお尋ねをいたします。

先月のテレビニュースで、近隣の町で小学生が不登校になっていて、その理由としてですね、先生の体罰という報道がありました。児童・生徒は、どのようなことで、不登校になるかわかりません。

大切な未来を担う子供たちであります。教育長の見解をお伺いします。

議長（白石雄二）

教育長。

教育長（小宮順一）

お答えいたします。

教職員による、児童・生徒への体罰でありますとか暴言というのは、法で固く禁じられています。しかし、近年報道がされていますように、そういう事案が絶えない状況だと思います。

したがって、この件につきましては、継続的に教職員に指導するとともに、校内での指導の在り方についての研修を、継続的にやっていく必要があるかというふうに思っております。

で、教職員の意識を、やっぱり昔ながらのですね、体罰も許されるというような意識も、今は通用いたしませんので、そういうことを念頭に置いてですね、子供たちへの指導、豊かな指導、子供たちの気持ちを大事にした指導ということで、体罰や暴言による指導というのは、禁止されていると。慎まなければいけないということで、意識の高揚を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（白石雄二）

水ノ江議員。

14番（水ノ江晴敏）

ぜひよろしく願いをいたします。

答弁にありましたとおりですね、不登校児童・生徒を誰一人取り残さない教育環境の整備に努めるということでありました。

さっき取り上げましたフリースクールや、発達障がいの子供・生徒にはですね、放課後等デイサービス一時預かりなどの民間施設等との連携と、意見交換ができる、そういう体制をしっかり取っていただきたいというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

議長（白石雄二）

松野議員。

12番（松野俊子）

私のほうからの再質問は、まず、アピアランスケア事業について、お尋ねいたします。

このアピアランス事業なんですが、医療用のウィッグ、それから補整具の購入は、医療保険の対象にはならないのでしょうか。

お尋ねいたします。

議長（白石雄二）

手嶋課長。

健康課長（手嶋圭吾）

再質問にお答えいたします。

この医療用のウィッグや補整具の購入などは、基本的には医療保険の対象外というふうな形になります。

医療保険は、他の公的補助を活用できる場合はですね、このアピアランスケアの事業の対象外となるということで聞いております。

以上です。

議長（白石雄二）

はい、松野議員。

12番（松野俊子）

それとですね、明年、厚労省がアピアランスケアについてのモデル事業を実施する、行う予定であるというふうになっているようなんですが、それはどのような事業内容か、分かる範囲でお尋ねいたします。

議長（白石雄二）

はい、手嶋課長。

健康課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

厚労省のほうでは、来年ですね、令和5年度の予算の概算要求として、アピアランス支援のモデル事業として2600万円を計上しておるところでございます。

全国各地にありますがん診療連携拠点病院などに、研修などを終えた医療従事者を配置して、専門的窓口を設置して、患者などに治療とか副作用、そういった部分の情報提供を行い、必要に応じて他の医療機関とも連携をします。

都道府県につきましては、その窓口の周知とかですね、医療機関との情報共有を行うというものでございます。

国はこのモデル事業を通してですね、効果的な支援対策について検証して、全国各地に質の高いアピアランスケアの実施を目指していきたいというふうに行っているところでございます。

以上です。

議長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

国を挙げて、明年から全面的にやっ払いこうというやうなこただと認識いたしておるんですが、答弁にも明年、明年といひますか、県の推進事業に沿った内容で前向きにやっ払いいくっていう答弁がございましたが、県の推進事業の内容を見ますと、答弁にございましたやうに、所得制限っていうのが課せられておりました。市町村民税の所得割課税年額が 23 万数千円ですかね。

そして、内容もウィッグに対しては 2 万とかですね、補整具に対しては 1 万とか。そういうやうな内容でやっ払いっているということなんです、答弁にもございましたやうに、もう既に実施している自治体では、この所得割の額を撤廃したりとか、また最高額なんかももっと引き上げるとかいうやうなところもあるやうにありますが、近隣で、県の制限を撤廃している事例などがありましたらお教えください。いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、手嶋課長。

健康課長（手嶋圭吾）

この分ではですね、近隣で北九州市、そして、芦屋町、岡垣町で行っております。

芦屋町では上限額、県のほうでは 2 万円とか 1 万円とかいう分ですけども、10 万円という形で上限額を設定しています。

北九州のほうは、この所得制限ですね、この分については撤廃しているやうでございます。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

今、教えていただいたやうに、近隣の市町村もですね、この所得割制限っていう、この所得割の分に関しては、国保税とか住民税もしっかり納めてらっしゃる方が逆に、中間層の方も含めて、この県の支援のウィッグとかそういうのを利用できないということになってしまうわけで、年間、先ほど答弁にもありましたやうに、件数的にも 3 件とかですね、そういったぐらい——。ぐらいって言ったらあれですけど、それぐらいの、今のところ、年間そういうウィッグを必要とされてる方はそれぐらいだということであればですね、今後、町としてこの事業をやっ払いいくときに、この所得割制限とか、もしくは上限をですね、県のままスポットとするのではなく、ぜひ検討していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

基本的にはですね、まず、県の、最後に答弁しておりますように、事業に沿った内容ですね、導入していきたいと。

その中でですね、今、芦屋町さん、それから政令都市の撤廃とか、そういうのを注視しながらですね、少ないから撤廃してとか、多いからできないとかじゃなくて、中身を十分に吟味しながらですね、その状況によって――。

まずは、一番は、導入することがまず一番じゃないかなということで、今、答弁したように導入していきたいと。そしてその中で、撤廃等は十分吟味してですね、状況によっては撤廃することにもなるでしょうし、そこは、まずは導入してからやっていきたいなというふうに前向きに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

ぜひ、前向きの検討をお願いいたしたいと思います。

次に行かさせていただきます。

障がい者が来庁しやすい役場をめざしてということで、再質問をさせていただきます。

町長の答弁の中に、「庁舎における環境改善を行ってまいりました」との答弁がございましたが、最近どのような事業を実施したのか、お教え願います。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

一番はですね、正面のほうのトイレの改修ですね。これは施設が古くなって、住民の方から、臭いがする、汚い、等々をですね、言われたものですから、約 4000 万かけて、この議会、3 階、2 階、1 階。

そして私たちのほうの裏口のほうのトイレ、1 階、2 階、3 階。この議会のほうの控室の奥のトイレ。これはまだやっておりません。

今後ですね、ようやく、今度は裏のほうの半分を環境整備していきたい。

また今、屋上の防水等をやっております。そういうふうにしてですね――。

そしてまた、壁も 30 年以上たっておりますので、壁のほうの補修もしていかななくてはいいないと。

それから、今後の課題としては、庁舎だけでなく、中央公民館あるいは各施設においてですね、優先順位をつけながら計画的にですね。建て替えることはなかなか難しいので、そういう維持管理をしていきたい。

特に、本庁の庁舎は住民の方が来られて、また、避難所にもなりますし、いろんな意味で改善していきたい。その中で次に行きたいのは、今、屋上の防水をやっております。

そして、来年ぐらいには半分残ったトイレの改修、そしてその次には外の壁をやっていきたいというふうなことで、環境整備を進めているところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

庁舎、公共事業のですね、そういう環境整備が計画的にちゃんと組み込まれているっていうのは、大変心強いことであると本当に認識しております。

答弁の中にも、来年度は東側のほうのトイレの改修をされる。また、駐車場のことに関しては、庁舎の玄関前の障がい者の駐車場の整備もされていく予定であるということで、こういう事業の事業費っていうのは、大体どれくらいまでかかるもんなんでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

財政課長（蔵元竜治）

松野議員の再質問にお答えいたします。

今、御質問にございました来年度、町長も申し上げましたが、東側の庁舎トイレ改修工事及び令和6年度に予定しております、庁舎前の障がい者等の駐車場、まごころ駐車場ですが、こちらの移設改修工事につきましては、昨日お配りしました中期財政計画に計上しておりますが、計画額、まだ概算でございますが、事業費、トイレの改修につきましては4500万円。庁舎前のまごころ駐車場の移設改修工事につきましては、1300万円で計上させていただいております。

来年度予算の編成作業を今、行っております。その中でですね、来年度計上予定の、町長も申し上げましたが、東側の庁舎トイレ改修工事につきましては、金額、資材の高騰とかでぶれる可能性はございますけれども、財政計画上は4500万円としております。

以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

ハード面の整備というのが本当にお金はかかりますけれども、しっかり計画の中に組み込まれているということで、本当に安心いたしました。

で、質問の3番4番というふうなソフト面のほうになってくるわけですが、障がい者の方々の駐車場のことなんですけども、冒頭の質問にも述べていましたように、どうしても今現在、福岡県のまごころ駐車場の表示がしてあって、それをもとに利用をされてると思うんですが、今後また屋根をつけて、一層、高齢者も含めた障がい者等の方が利用できる駐車場ということになるかと思うんですけども、やはりその運用面と申しますか、ほとんど、いつ来られてもいのように、空いてるときが多いとは思いますが、やはり、たまたま車椅子の方、また、自ら車椅子でも運転される方も町内にいらっしゃるし、またイベント等で、町外の方も、水巻のイベントに参加したいということで車椅子でいらっしゃるりとか、いろいろ今後のことも考えてですね、この運用の仕方、まごころ駐車場の運用の仕方というのはもう、ステッカーとかいろいろなので、利用者証をちゃんともらってる方が利用するっていうふうなルールになってると思うんですけども、その利用者証っていうのの手に入れ方とかですね、そういったことなんかも含めて、ちょっと町のお考えを、今後の運用の仕方でのお考えをお聞きしたいです。お願いいたします。

議 長（白石雄二）

洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えいたします。

この「ふくおか・まごころ駐車場」の制度はですね、平成24年に福岡県が始めた制度になります。

制度開始当時からですね、本町における公共施設でいけば庁舎の第1第2駐車場、それからいきいきほ一、高齢者福祉センター、図書館のその当時あった障がい者駐車場を、「ふくおか・まごころ駐車場」としてですね、本町としては登録をさせていただいています。

で、この利用についてなんですけども、福祉課で、障がい者の手帳所持者につきましては、その当時、広報とかで周知をするとともに、その後の新たな手帳所有者につきましては、手帳を交付する際にですね、「障がい児・者福祉ガイドブック」という、制度の周知のためのガイドブックを交付しています。その中で、等級で該当する方には、個別にそのページを開いてですね、こういう制度がありますということで、登録の場所につきましても、吉田にあります福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の分庁舎のほうで手続きができますので、そちらの御案内をさせていただいているところでございます。

障がい以外の妊産婦さんとかにつきましては、いきいきほ一の方でポスター掲示をするなどしてですね、「ふくおか・まごころ駐車場」の周知を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

今、課長がおっしゃっていただいたようにですね、このまごころ駐車場の利用者証というのが、水巻町内にある保健福祉環境事務所の分庁舎で申請して手に入れることができるということで、一応、本来なら障がい者、それから高齢の方にしても、利用者証の色分けがあって、それをちゃんともらうことができ、本来なら駐車したときにそれをフロントガラスか何かのところに提示するっていうようなのが、まごころ駐車場の利用のルールじゃないかと思うんです。

ただ、とはいえですね、急に交通事故で足がちょっと不便になって松葉杖になったとか、緊急のこととかもあるんで、いろいろ難しいことはあるとは思いますが、やっぱりそういうのを、今回整備するのをいい機会にですね、もういろんな広報とかいろんな形で、使う方はその利用者証をフロントガラスに提示してくださいとかいうことを言うていくことも大事じゃないかと思うんです。

そうすると、やっぱり来た方が、「ここはこういう利用者証をフロントガラスに提示してある人が使うんだな」ということで、ほとんどの方は、もちろんあそこの障がい者の方のところに停めることは少ないと思うんですけど、たまたま本当に困る方がいらっしゃったときに、そこに車が停めてあったら困ることになると思うし、今後の運用として、いろいろいい方法をですね、ぜひ考えていただきたいということを要望いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

最後の、ソフト面の質問と、最後の、職員の方の声かけの件で、ちょっと、質問というか、言わせていただきたいのはですね、もう既に職員の方にそういう、声かけとかをやるようにということを指導されているというような答弁があったと思うんですけど、やはり何て言ったらいいんですかね、やっぱり積極的にですね、困ってる方とかに対しての声かけっていうのは職員の方に限らずですけども、とても大切なことだと思ってまして。

例えばですね、職員の方がそういう、職員の方って分かるものを身につけて、庁舎の移動されたりとかして、お仕事でいろいろほかの課に行ったりすることはあると思うんですよ。そういうときというのは、お仕事だから、ちゃんと必要があって、さっと行かれると思うんですけども、それとは別に、例えばなんですけども、1週間か2週間に1回は、デスクワークとかパソコンの場を離れて、15分ぐらいでも結構ですので、そういうお困りの方を見つけて声をかけるっていう、そういうようなことなんかも積極的にですね、各課の課長さんからですね、やっぱり職員の方に声かけていただけたらなと思うんです。

やっぱり心で思っても、じっと見るだけになってしまうことがあると思いますし、そうではなくて、やっぱり職員の方から声かけてもらおうとやっぱりうれしいもんなんですよ。

で、岡垣町みたいに、そういう担当の職員の方が配置されてて、そしてちょっとこう立ち止まったら、すぐぱっと来るんですけど、それも悪くはないんですけども、そこまでしなくても、やっぱり今いる職員の方とか、議員も含めてですけども、ちょっとこう、戸惑っている様子とか、もうそういうことで、用事がなくても声をかけたら「いや大丈夫ですよ」とか言われたりすることもあると思うんですけど、そういったことをですね、積極的に、この駐車場等の整備とともに、ソフト面をですね、やっぱり意識改革というか、そういうことも含めてしていき

いということで、していただけたらなと思いますので、要望としてよろしく願いいたします。
以上で公明党の質問を終了させていただきます。

議 長（白石雄二）

以上で2番、公明党の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前11時08分 散会